

○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部水道技術 管理者の職務等に関する規程

平成19年2月1日
水道企業部管理規程第1号

改正 平成25年3月4日水企管規程第1号
令和2年11月20日水企管規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第19条に規定する水道技術管理者の職務等に関し必要な事項を定める。

(任命)

第2条 水道技術管理者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年条例第1号）第5条に規定する資格を有する者の中から管理者が任命する。

(水道技術管理者の職務)

第3条 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する職務に従事し、並びにこれらの職務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行う者とする。

- (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（法第22条の2第2項に規定する点検を含む。）に関すること。
- (2) 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。
- (3) 法第20条第1項の規定による水質検査に関すること。
- (4) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。
- (5) 法第22条の規定による衛生上の措置に関すること。
- (6) 法第22条の3第1項の規定による台帳の作成に関すること。
- (7) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。
- (8) 法第37条前段の規定による給水停止に関すること。
- (9) その他水道の管理について技術上の重要な事項に関すること。

2 水道技術管理者は、前項第7号又は第8号に規定する措置を講ずるときは、事前に管理者に報告しなければならない。

(水道技術管理補助者の設置等)

第4条 前条第1項各号に規定する水道技術管理者の職務を補助し、その職務の円滑な処理を図るため、水道技術管理補助者を置くことができる。

2 水道技術管理補助者は、水道企業部長の同意を得て水道技術管理者が指名する者をもって充てる。

3 水道技術管理補助者は、職務を遂行する上で重要又は異例な事態が生じ、又は生じるおそれがある場合は、水道技術管理者に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この管理規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月4日水企管規程第1号)

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月20日水企管規程第8号)

この管理規程は、公布の日から施行する。